

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度第1回所沢市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和7年7月30日（水）午後1時35分～2時45分
開 催 場 所	所沢市役所 高層棟6階 604会議室
出 席 者 の 氏 名	（別紙委員出欠席表のとおり）
欠 席 者 の 氏 名	（別紙委員出欠席表のとおり）
説明者の職・氏名	
議 題	（1）令和6年度所沢市国民健康保険特別会計決算及び令和7年度当初予算の概要について （2）その他
会 議 資 料	（1）会議次第 （2）資料1 令和7年度所沢市国民健康保険特別会計当初予算 （3）資料2 令和6年度国民健康保険特別会計決算（案） （4）資料3 国民健康保険特別会計収支状況 （5）資料4 国民健康保険 被保険者数（年間平均）・保険給付費・国民健康保険税の推移 （6）資料5 令和6年度所沢市国民健康保険特会決算剰余金の処理について （7）資料6 令和7年度国民健康保険運営協議会の進め方（案）
担 当 部 課 名	健康推進部長 小山 貴之 健康推進部次長 田中 浩文 国民健康保険課長 遠藤 康代 収税課長 近藤 敦志 収税課主幹 青木 健太郎 国民健康保険課副主幹 野島 博行 国民健康保険課 主査 水口 文枝、主査 敦賀 直幸、主任 永澤 千種 主任 齋藤 雄司 健康推進部国民健康保険課 電話 2998-9131

様式第2号

発 言 者	審議の内容(審議経過・決定事項等)
司会	13時35分、司会の進行により開会 異動等に伴い事務局あいさつ
会長	会長あいさつ
司会	本日は、15名の出席があり会議は成立する。 「所沢市国民健康保険に関する規則」第4条第1項に基づき、議事の進行を会長にお願いする。
会長	議事進行を務める。議事の前に、事務局から説明はあるか。
事務局	・議題1、議題2、いずれも公開とすること ・会議録の記録方法を要約方式とし、発言者の委員名は「委員」とのみ記載すること ・会議録の確定は、会長の確認及び署名により行うこと としたいがいかがか。
委員	一同了承
会長	傍聴希望者はいるか。
事務局	傍聴希望者はいない。
会長	それでは、議題1の令和6年度所沢市国民健康保険特別会計決算及び令和7年度当初予算の概要について、事務局に説明を求める。
事務局	資料1から資料5に基づき、国保特別会計に係る令和7年度当初予算及び令和6年度決算案等について説明。以下、説明概要。 【予算】 (資料1) ・税率改定に基づき、歳入の国民健康保険税は約7億7千万円の増額となった。 ・予算の大半が保険給付費として支出され、その支出に対して県から交付金として収入がある。 ・国民健康保険税が約7億7千万円増額となった一方で、歳出の国民健康保険事業費納付金が約2億円増額となったことで、運営費繰入金は前年度と比較し約5億3千万円減少となった。ただし、国保事業の財源を保険税だけでは賄えない状況のため、今年度も税率改正を進めていく必要がある。 【決算等】 (資料2) ・歳入については、国民健康保険税と県支出金のみで歳入全体の約90%を占め、歳出については、保険給付費と国保事業費納付金で歳出全体の約96%を占めており、この4つの科目には

	関連性がある。 (資料3) ・令和6年度決算について、形式収支は約2億円のプラスだが、前年度からの繰越金約4億3千万円を計上しプラスとなっていることから、単年度の収支は約2億3千万円のマイナスである。 ・さらに、運営費繰入金を6億7千万円繰入しているため実質的な収支は約9億円のマイナスとなる。 (資料4) ・保険給付費については、今後も緩やかな減少傾向となるが、一人当たりの医療費は増加傾向となるものと見込んでいる。 ・国民健康保険税の方が保険給付費の減少幅より大きいいため、財政的には厳しい状況である。 (資料5) 資料記載の通り説明
会長	質疑等はあるか。
委員	資料1の歳出イ保険給付費について、令和7年度予算がマイナスとなっている点が気になった。 一人当たりの医療費は増加傾向にあるということだが、直近5年程の一人当たりの療養給付費のデータがあれば示してほしい。
事務局	保険給付費のうち療養給付費の過去5年間の推移だが、一人当たりの療養給付費は、令和2年度は232,278円、令和3年度は249,293円、令和4年度は251,860円、令和5年度は259,258円、令和6年度は275,487円である。
委員	予算を組む中で保険給付費の総額が減額となっているのは、他に要因があったと理解してよいか。
事務局	被保険者数が減少していること等が影響し、全体の保険給付費は減少している。
委員	賦課限度額について、令和8年度はいくらになるのか。
事務局	賦課限度額については、議題2その他において説明を予定していたが、ここで資料6を用いて説明する。 賦課限度額は、令和7年4月1日付地方税法施行令の改正内容に合わせて、本市では、一年遅れとなる令和8年度より106万円から109万円に改定する予定である。 (資料6にて、令和7年度の国民健康保険運営協議会の主な議題の概要やスケジュールについて説明。)
会長	議題2その他に係る説明もなされたので、ここまでの説明全般に対して質疑等はあるか。
委員	資料6において令和8年度には赤字解消とされているが、難易度が高い目標設定であると思う。

	県の考えとして、令和8年度までに赤字解消がかなわなかった場合のペナルティや経過措置が示されているか教えてほしい。
事務局	県においては、令和9年度の準統一について、かなわない場合も想定には入れているようである。準統一がかなわなかった場合に、ペナルティはないが、一方で、準統一ができた自治体については、何かしらのインセンティブを与えると聞いている。
会長	税率改正を行ったことで赤字はやや解消すると思うが、その辺りはどうか。
事務局	令和7年度当初予算では約7億円の運営費繰入金を計上している。今後の赤字解消の見込みは年度末にならないと分からないが、前年に比べて若干減少するものと考えている。
委員	マイナスとなる額など、収納の状況はいかがか。
事務局	令和6年度実績について、現年課税分は94.56%の収納率となり、令和5年度と比較し0.71%上昇している。 収入未済額は、現年課税分、滞納繰越分を合わせて約8億4,400万円ある。 現時点で令和7年度の収納率の見込みはたっていない。
委員	次回の協議会で説明可能か。
事務局	年度末にならないと正確な数字を示すのは難しいが、目安的なものをお示しできると思う。
委員	昨年度のマイナス、民間企業でいう不良債権がいくら位あるのかということを、次回協議会で構わないので教えてほしい。
事務局	次回、令和6年度実績の収納未済額について、途中経過の額を示す。
委員	議論の焦点は税率へのウェイトが高いが、税率だけではなく、限度額の見直しや減免されている方の減免資格の厳格化といった審議もすべきではないか。
事務局	賦課限度額については、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分で、それぞれ地方税法施行令で定められており、施行令改正の翌年に本市もそれに合わせている状況である。 このことについては、今年度も協議会の中でご協議いただきたいと考えている。
委員	市や県が単独では改定できないということか。
事務局	地方税法施行令で定める金額以上に設定することは難しいと考えている。

委員	令和8年度の赤字繰入が解消できなかった場合、ペナルティはなく、解消できたところにインセンティブが発生するという話なのか。
事務局	令和8年度については、インセンティブというのではないと思うが、令和9年度以降、県が示す市町村毎の税率を用いるという準統一がかなった自治体については、何かしらのインセンティブを与えると聞いている。
委員	一人当たりの医療費がたくさんかかる年代はあるか。
事務局	65歳を過ぎたあたりから一人当たりの医療費が増えている印象がある。
委員	加入者の中で、前期高齢者の世代は、一人当たりの医療費は平均的には高くなっているということか。
事務局	その様な傾向にあると考えている。
委員	資料4を見ると、前期高齢者の人数の減少率に対して全体の保険給付費がそれほど減少していないように思うが、どのような現象が起きているのか。
事務局	医療の高度化という点が影響し、前期高齢者の医療費が下がっていないものと考えている。
委員	前期高齢者ではなく全体的な保険給付費について、医療の高度化が影響しているということか。 今後、令和8年度の税率を協議していくこととなるが、税率を計算する上で医療給付費の見込額は必要になるのか。
事務局	お見込の通りである。 医療費は普通交付金として県から歳入されるものだが、その原資となるものが、市が納める納付金で、その納付金は年々増額傾向にある。 11月に、次年度の納付金と、納付金を赤字繰入なく納めるための税率が県から示されるので、その税率をもって今後検討していきたいと考えている。
委員	保険給付費は、所沢市で計算するものか。
事務局	県が被保険者数等から見込み額を決めている。
委員	県全体でこれだけの保険給付費がかかるだろうというものを県が計算しているということか。
事務局	その通りである。

委員	保険税を計算するにあたって税率を上げていかなければいけないという話になってくと思うが、想定される支出の部分を経緻に計算していかないと、実際に税金を多く払う方への説明をする際に、なかなか理解を得られないと思う。 今の話だと直接的には所沢市が計算するものではなさそうだが、それ以外のものも踏まえて、次年度の予算については精緻に考えていかなければならないと思うので、意見として出させていただく。
委員	保健事業や健康づくりなどの事業に取り組むことによって、健康な市町村ということができれば、保険給付費が減り、県の支出金も減ると思うが、そのような市町村に対して、その努力した分に係るインセンティブや特別な評価がなされる仕組みがあれば教えてほしい。
事務局	資料1の県支出金に保険給付費等交付金とあり、普通交付金が保険給付費にあたる医療費の分になり、特別交付金は、特定検診の受診率やジェネリック医薬品の利用率などの市町村毎の取り組みが評価され交付される交付金となっている。
委員	今後、特別交付金をできるだけもらえるような保険事業や健康づくりへの所沢市としての力の入れ方について、考えがあれば教えてほしい。
事務局	令和7年度は伸び悩んでいる特定健康診査の受診率を向上させるために、受診勧奨の部分で新たな取り組み等を検討しているところである。
委員	健康な都市をつくるということが大きな課題になってくると思ったので伺った。
会長	データヘルス計画等も策定しており、それらに基づいて特定検診の受診率の向上や健康マイレージなどの取組を行っているところであると思う。今後、健康づくりについても考えていきたいと思いますということなので、これからの協議会の中でも審議を進めていきたいと思う。
委員	保険給付費の中に出産育児一時金があるが、子ども・子育て支援金ができることで、保険給付費とは分離されるのか。それとも内包されてまた新しい保険の運営として進んでいくものなのか。
事務局	子ども・子育て支援金については、保険税と合せて納付いただくものであり、納付されたものは国民健康保険事業費納付金として県に納めていくこととなる。 この支援金により直接国保の事業で何かを行うというものではない。
委員	今までと同様に、対象者に対して保険の一環として給付されるという形になるという理解でよいのか。

事務局	子ども・子育て支援金は、被用者保険の方からも納めていただくものであり、国が子育て関係の予算に充てる資金となる。
委員	来年度は、子ども・子育て支援金として予算項目が新たに立つということになるのか。
事務局	資料 1 の歳入の国民健康保険税の中で、備考欄に医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金等分とあるが、そこに子ども・子育て支援金分が加わることとなり、歳出ではウ国民健康保険税事業費納付金において、新たに子ども子育て支援金分が加わることとなる。
会長	その他ご質問等がないため、議事については以上である。
職務代理	閉会のあいさつ
司会	以上で、令和 7 年度第 1 回国民健康保険運営協議会は閉会とする。 以上

令和7年度第1回所沢市国民健康保険運営協議会出欠表

代 表 区 分	推 薦 依 頼 先	出欠	氏 名
被保険者代表	所沢青色申告会	欠	浜 野 好 明
	いるま野農業協同組合	欠	越阪部 敦 子
	所沢市連合婦人会	出	齋 藤 千 里
	所沢商工会議所	出	中 早 苗
	公 募	出	野 口 茂
	公 募	出	峰 寿 江
保険医又は 保険薬剤師代表	所沢市医師会	欠	赤 津 拓 彦
		欠	伊 藤 哲
		出	古敷谷 淳
		出	廣 瀬 恒
	所沢市歯科医師会	欠	下 山 賢一郎
	所沢市薬剤師会	出	安 達 秀 夫
公益代表	所沢商店街連合会	出	宇佐美 保 政
	所沢市民生委員・ 児童委員連合会	出	赤 坂 悦
	連合埼玉 西部第四地域協議会	欠	栗 屋 克 哉
	所沢市自治連合会	出	廣 川 隆 通
	知識経験者	出	本 橋 栄 三
	知識経験者	出	平 田 仁
被用者保険等 保険者代表	全国健康保険協会 埼玉支部	出	上 條 大 輔
	公立学校共済組合 埼玉支部	出	高 橋 綾 子
	西武健康保険組合	出	荒 川 雄 三

任期 令和9年12月31日まで